三　トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示する。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは「濃縮トマト」と表示することができる。 ロ　トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあっては、一のロからヘまでの規定に従い表示する。	乾しいたけ 名称	「乾しいたけ」と表示する。ただし、薄切りしたものにあっては、名称の次に括弧を付して「スライス」と表示し、どんこ以外の乾しいたけの混入が重量で三十パーセント以下のものにあっては「乾しいたけ（どんこ）」と、こうしん以外の乾しいたけの混入が重量で三十パーセント以下のものにあっては「乾しいたけ（こうしん）」と表示することができる。
	原材料名	「しいたけ」と表示する。ただし、原木栽培のものにあっては「原木・菌床」と、菌床栽培のものにあっては「菌床」と、原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにあっては「原木・菌床」又は「菌床・原木」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」の文字の次に括弧を付して表示する。
農産物漬物 名称		
次に定めるところにより表示する。 一　たくあん漬けにあっては、外観が黄色であり、かつ、たくあん漬以外の農産物漬けにあっては、外観が黄色又は茶色であり、かつ、たくあん漬以外の農産物漬けにあっては、「たくあん漬」と、たくあん漬以外の農産物漬けにあっては、「ふくじん漬」と、「ぬか漬」と、「しょうゆ漬」と、「みそ漬」と、「塩漬」と、「こうじ漬」と、「酢漬」と、「甘酢漬」と、「調味梅干し」と、「梅干し」と、「梅漬」と、「赤しそ漬」と、「しそ漬」と、「らっきょう甘酢漬」と、「しょうが酢漬」と、「酢漬」と、「梅漬」と、「調味梅